

近江八幡市建設工事請負契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領(平成27年近江八幡市告示第60号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(最低制限価格の算出方法等)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に<u>10分の7から10分の9までの範囲内で市長が定める値</u>を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(最低制限価格の算出方法等)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に<u>10分の9.7</u> ____を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>